

宮崎地方最低賃金審議会 運営小委員会 議事要旨

1 日 時 令和5年7月6日(木) 午後2:30~3:05

2 場 所 宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者 公益委員 2名

労働者側委員 2名

使用者側委員 2名

4 議 題

- (1) 座長及び座長代理の選出について
- (2) 地域別最低賃金の審議について
- (3) 特定最低賃金の審議について
- (4) 特定最低賃金検討小委員会の関係労使の意見聴取について
- (5) 最低賃金審議会令第6条第5項の採用に関する基本的な考え方について
- (6) 宮崎地方最低賃金審議会の公開要領について
- (7) その他

5 議事要旨

- (1) 公益代表から座長及び座長代理が選任された。
- (2) 8月3日(火)午後1時30分から第2回本審を、午後2時30分頃から第1回宮崎県最低賃金専門部会を開催し、それ以降の日程については、第2回宮崎県最低賃金専門部会を8月8日(火)午後1時30分、第3回宮崎県最低賃金専門部会と第3回本審を8月10日(木)午後開催する方向とし、第1回専門部会で最終的に決めることとされた。

(3) 特定最低賃金の「改正の必要性について」は、検討小委員会を設置し検討することとされた。

検討小委員会は、第1回検討小委員会を8月16日(水)午後1時30分、第2回検討小委員会を8月18日(金)午後1時30分から開催することが確認された。

「必要性あり」となった場合に、金額審議を行う特定最低賃金の専門部会は、特定最低賃金ごとに開催することが確認された。

(4) 第1回検討小委員会において、関係労使の意見聴取を行うことが確認され、意見書の提出は、地域別最低賃金の答申後速やかに行うこととされた。

(5) 専門部会の審議会運営に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項を採用することが確認された。

(6) 公開要領について、本審において、地域別最低賃金の専門部会を公開することとされたため、公開の公示期間の柔軟な対応を可能とすること、公示方法をホームページの掲載のみとすること、傍聴の申込方法をメールによる申込のみとすること、の3点を改正することが確認された。